

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

港湾課

【告示】

（県例規集登載）

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 保安林の指定予定

〃

○ 保安林の指定

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランサービスほのか

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尾張五五七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ハート&クリエーション

2 所在地

岡山県玉野市明神町八番二八号

三 廃止年月日

平成二十六年十月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇四四四

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市粒江字大深谷南平八三五の一五、八三五の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市玉川町玉字一ノ堀一〇の二から一〇の一まで、一三、字平石野田ヶ鼻三六四、字下堂谷三七六の一、三七六の二（以上三筆については次の図に示す部分に限る。）、三七六の三から三七六の五三まで、三七六の五四から三七六の五七まで（以上四筆については次の図に示す部分に限る。）、三七六の五八、三七六の五九、三七六の六〇（以上二筆については次の図に示す部分に限る。）、三七六の六一から三七六の六四まで、三七六の六五から三七六の六九まで（以上五筆については次の図に示す部分に限る。）、字上堂谷四一一の三、字金迫上九〇三の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町下加茂字久西谷一二一四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

瀬戸内市牛窓町牛窓六三七八の一、六三七八の二、六三七九の一、六三七九の二二、六三七九の四八、六三七九の五〇、六三七九の五一、六三七九の五三、六三七九の五四、六三八三の一、六三八三の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年10月21日 岡山県公報 第11629号

◎岡山県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡久米南町全間字家の上一二九一 一地先から	久米郡久米南町全間字家の上一二九一 一地先から	新	一〇・〇〇 二九・〇	一四四・〇
赤磐市中勢実字方司二六八九番六地先 で	赤磐市中勢実字方司二六八九番六地先 で	旧	三・五〇 九・〇	一四四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下栃原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坪井下栃原線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町中坵和字是門久保五三六番一地先から 久米郡美咲町中坵和字清水四八〇番地先まで	新	六・五〇 二〇・〇	一一〇二・二
久米郡美咲町中坵和字是門久保五三六番一地先から 久米郡美咲町中坵和字清水四八〇番地先まで	旧	三・九〇 一〇・二	一一〇二・二

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町上口字猫神五七八番二地先から 久米郡美咲町上口字猫神五八九番五地先まで	新	四・五〇 二一・〇	四三・〇
久米郡美咲町上口字猫神五七八番二地先から 久米郡美咲町上口字猫神五八九番五地先まで	旧	三・八〇 五・八	四三・〇

平成26年10月21日 岡山県公報 第11629号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坪井下栃原線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町東埜和字花蔵安田一三三 番一地先から	久米郡美咲町東埜和字花蔵安田一三三 番一地先から	新	五・五 一七・四	一〇四・五
久米郡美咲町東埜和字花蔵安田一四 六番一地先まで	久米郡美咲町東埜和字花蔵安田一四 六番一地先まで	旧	四・四 一二・八	一〇四・五

一 道路の種類 県道
 二 路線名 坪井下栃原線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町上口字免田二二六七番一 地先から	久米郡美咲町上口字柳峪二二七三番二 地先まで	新	七・二 二〇・〇	五三・〇

平成26年10月21日 岡山県公報 第11629号

区 域	新 旧	幅 員	延 長	
一 道路の種類 県道				一 道路の種類 県道
二 路線名 坪井下栃原線				二 路線名 坪井下栃原線
三 道路の区域				三 道路の区域
区 域	新 旧	幅 員	延 長	区 域
旧	新	別	新 旧	久米郡美咲町上口字免田二二六七番一 地 先から 久米郡美咲町上口字柳峪二二七三番二 地 先まで
四・六〇 六・二	四・六〇 一七・二	(メートル)	幅 員	久米郡美咲町上口字細田二二〇四番二 地 先から 久米郡美咲町上口字柳田二二九六番二 地 先まで
五四・五	五四・五	(メートル)	延 長	久米郡美咲町上口字細田二二〇四番二 地 先から 久米郡美咲町上口字柳田二二九六番二 地 先まで
五〇 七・八	五三・〇		幅 員	久米郡美咲町上口字免田二二六七番一 地 先から 久米郡美咲町上口字柳峪二二七三番二 地 先まで
五三・〇			延 長	久米郡美咲町上口字免田二二六七番一 地 先から 久米郡美咲町上口字柳峪二二七三番二 地 先まで

<p>先まで 久米郡美咲町上口字ハミ峪四五三番二地</p>	<p>先まで 久米郡美咲町上口字ハミ峪四五三番二地</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>一〇・五 四・〇 〽</p>	<p>二四・〇 九・七 〽</p>	<p>(メートル)</p>
<p>五五・五</p>	<p>五五・五</p>	<p>(メートル)</p>

平成26年10月21日 岡山県公報 第11629号

◎岡山県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	勝央仁堀中線	久米郡久米南町全間字家の上一二九一番一地先から 赤磐市中勢実字方司二六八九番六地先まで	平成二十六年十月二十一日
	坪井下栃原線	久米郡美咲町上口字猫神五七八番二地先から 久米郡美咲町上口字猫神五八九番五地先まで 久米郡美咲町中埴和字是門久保五三六番一地先から 久米郡美咲町中埴和字清水四八〇番地先まで	
		久米郡美咲町東埴和字花蔵安田一一三一番一 地先から 久米郡美咲町東埴和字花蔵安田向一一四六番 一地先まで	
		久米郡美咲町上口字免田二二六七番一地先か ら 久米郡美咲町上口字柳峪二二七三番二地先ま で	

で 久米郡美咲町上口字ハミ峪四五三番二地先ま	先から 久米郡美咲町上口字上エ曾根田四四五番九地	で 久米郡美咲町上口字柳田二三九六番二地先ま
	ら 久米郡美咲町上口字細田二三〇四番二地先か	で

〔四五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前四五―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一〇〇ハッピーウエル二一C―一〇五

黒崎 昭夫

三 許可番号

岡山県指令建指第一五二号